

令和4年8月18日

大阪公立大学医学部附属病院長候補者推薦等に関する公示

1 新病院長に求められる要件

大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程第7条（候補者の資格）に基づき、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 日本国の医師免許を有すること。
- (2) 人格が高潔で、学識が優れていること。
- (3) 医療法10条の2第1項に規定する特定機能病院の管理者としての要件を満たすこと。
- (4) 附属病院の今後について明確なビジョンを持ち、強いリーダーシップを発揮できること。
- (5) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有していること。具体的には医療安全管理業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していること。
- (6) 組織管理能力等の、附属病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有していること。具体的には附属病院その他の病院での組織管理経験、病院経営能力並びに高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有していること。
- (7) 心豊かで信頼される医療人の育成に貢献できること。
- (8) 新たな医療進歩のため、高度の医療技術の開発及び評価、並びに臨床研究の推進に貢献できること。
- (9) 公立大学法人大阪（公立大学法人大阪市立大学及び公立大学法人大阪府立大学を含む。）の理事長を務めた経歴がないこと。
- (10) 大阪公立大学（大阪市立大学又は大阪府立大学を含む。）の学長を務めた経歴がないこと。
- (11) 就任予定日において満70歳未満であること。

2 病院長候補者の推薦

大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程第8条（選考会議への推薦）に基づき、次の各号のいずれかに該当するものを対象に選考を行う。

- (1) 候補者選考会議委員を除く医学研究科の教員のうち医学部附属病院の部長又はセンター長である者から5名の推薦を受け、かつ推薦されることに同意した者
- (2) 候補者選考会議委員を除く医学部附属病院及び医学部・附属病院事務局の職員のうち課長代理級以上の者から5名の推薦を受け、かつ推薦されることに同意した者
- (3) 候補者選考会議が選考対象として加えた者（2名以内）

3 病院長候補者推薦の受付期限

令和4年8月31日（水） 17時必着

4 候補者推薦書類の提出

推薦代表者は、所定の書類（候補者推薦書、本人の同意書、本人の所信表明書および履歴書）を上記3の期間内に大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考会議事務局まで持参するものとする。

※なお、所定の書類に推薦代表者、推薦者又は被推薦者の自署及び押印が無いものは、その効力を有しないものとする。

（大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考会議事務局）

大阪市阿倍野区旭町1-5-7

電話：06-6645-2721（内線：2721）

大阪公立大学医学部・附属病院事務局 人事課人事担当 浜本、穴山、柏木

5 選考方法

大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程第8条の規定により、推薦を受けた者及び、選考会議から追加した者を対象に、大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考会議において、提出書類等により書類選考を実施する。

書類選考を通過した者に対し、プレゼンテーション及び質疑応答の案内を送付し、さらに選考を行う。